

医学系研究科学生各位

医学系研究科長

「成績評価に疑義がある場合の申立て」について(通知)

自分の成績評価に疑義がある場合に、受付窓口を通じて授業担当教員に申立てを行うことができます。

疑義申立てを行うことができるのは、次の場合に限ります。

- [1] 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りと思われるもの
- [2] シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

【申立て手続き】

- ・**当該授業科目の成績公開後1週間以内(期日厳守)に「成績評価確認願」に記入のうえ、受付窓口(下図参照)へ提出**して下さい。
- ・申立て内容を確認し、原則2週間以内に回答します。
(ただし、申立て内容が上記[1],[2]に該当しないと判断した場合には、申立てを受理しないことがあります。)

<医学系研究科における成績公開後の疑義申立て手続きの流れ>

